

平成 29 年度 第 2 回長野市環境審議会 議事録

- ・日 時：平成 29 年 8 月 2 日（水）午後 1 時 30 分から 3 時まで
- ・場 所：長野市役所第一庁舎 7 階 第 2 委員会室
- ・出席者
委 員：大澤会長、高見澤副会長、倉崎委員、北澤委員、渡邊委員、小山委員、金井委員、宮島委員、井出委員、伊藤委員、小川委員、駒村委員、清水委員、
事務局：井上環境部長、宮沢次長兼環境政策課長、山岸環境政策課長補佐、丸山環境政策課長補佐、峯村環境政策課長補佐兼地球温暖化対策室長、松本生活環境課長、瀧澤衛生センター所長、内岩廃棄物対策課長補佐、伝田清掃センター所長補佐、鈴木環境政策課係長、辻環境政策課主査、吉原環境政策課主査

《 資料 》

- ・会議事項
 - (1) 「長野市ポイ捨て等を防止し、ごみのないきれいなまちをつくる条例」の改正について
 - ア 前回の審議会で委員の皆様からいただいた主な意見 【別紙 1】
 - イ 同条例の改正内容 【資料 1-1】
 - ウ 同条例 新旧対照表 【資料 1-2】
 - エ 長野市の条例における過料について 【参考資料】
 - (2) パブリックコメント及び今後の予定について 【資料 2】
- ・報告事項
 - (1) 平成 28 年度 環境施策について 【資料 3】

「長野市ポイ捨て等を防止し、ごみのないきれいなまちをつくる条例」の改正

1 開 会

2 あいさつ

3 会議事項

- (1) 「長野市ポイ捨て等を防止し、ごみのないきれいなまちをつくる条例」の改正について
 - ア 前回の審議会で委員の皆様からいただいた主な意見 【別紙 1】
 - イ 同条例の改正内容 【資料 1-1】
 - ウ 同条例 新旧対照表 【資料 1-2】
 - エ 長野市の条例における過料について 【参考資料】
- ア～エについて一括説明（事務局）

(委員)

第14条で「重点地区内において第7条、第12条で過料に処する」とあり、過料の対象はポイ捨て行為ですから、たばこの吸い殻や火のつくたばこ、ガムやチューインガムの紙くずは、当然含まれる禁止行為だと思いますが、電子たばこや加熱式たばこに対する考え方を教えていただきたい。

(事務局)

第14条の過料の追加につきましては、第7条はポイ捨ての禁止の条例ですので、電子たばこや加熱式たばこを含め全てが過料の対象となります。

第12条につきましては、今回追加する条項となりますが、重点地区内においては、指定場所以外での火のついたたばこの喫煙行為と指定をしておりますので、紙巻きたばこ、いわゆる一般的なたばこが対象となります。加熱式たばこ等については、現時点ではマナーの問題になると思いますので、過料の対象ではなくマナーの向上として努めていきたいと考えます。

(委員)

過料の金額設定と実際の徴収金額を定めることについて、長野市の他の条例でほぼ5万円と設定していることから罰則を5万円以下にするとのことですが、千代田区や千葉市の場合は過料が2万円以下で、実際の徴収金額は2千円以下です。長野市は5万円とのことですから、実際の徴収金額は5千円ほどになるとも考えられます。長野県内で初めてということの影響も大きく、この罰則金額の設定は、いかがなものかという感触を持ちました。

(委員)

罰則及び過料について全国の状況を調べたところ、福岡市、富山市、広島市が2万円、東京都大田区が1万円です。

(委員)

私も参考に全国の地域を調べましたが、長野市の5万円は、高い印象があります。

(事務局)

先行しました千代田区の2万円について、その根拠にまで至りませんが中核市を調べたところ、2万円が非常に多いです。本市の過料金額の設定根拠としましては、長野市の他の条例や地方自治法による規定を基礎として提案したものでございます。

(委員)

長野市の場合は、5万円を実際に徴収するという考えですか。あるいは「過料は5万円になりますから気を付けてください。」とするものですか。

(事務局)

罰則金の徴収が目的なのではなく、具体的に示すことで、注意を促しマナーを守っていただくとするものでございます。条例の中で歩行喫煙を禁止し過料を設定するのであれば、喫煙者にやけどや火災につながる可能性についてしっかりご理解をいただき、モラルを守っていただくよう、行政が努力しなければならないと思っております。

(委員)

実際の徴収金額について、千代田区の場合過料は2万円以下となっておりますが、実際の徴収金額は別にあり、運用されています。長野市の場合は、重点地区を指定した場合のみ過料を適用するのですか、それとも全市的に実際の徴収基準というものを別に定める考えですか。

(事務局)

重点地区を指定した場合には、過料とする考えです。しかし、市民の皆様方、あるいはおいでになった方に求めるのであれば、まず長野市が条例の主旨を市民の皆様にお伝えし、その上で初めて過料の徴収に繋がると思います。重点地区の決定、過料の徴収は次のステップであり、それまでにすべき努力があると考えますので詳細な金額の設定につきましては、まだ考えておりません。

(委員)

過料の考え方について、金額の大きさが事の重大性ととらえがちであると思います。

ポイ捨ては禁止だが、携帯灰皿を持ち道路上で止まってたばこを吸うことが許されるとなると、皆が立ち止まりたばこを吸うことも考えられるが、景観上はいかがかと思えます。今の時代、喫煙所のような場所で分煙してたばこを吸うモラルがあつて然るべきと思うので、規制する場所については、喫煙所を設置して分煙してほしいと思えます。

(事務局)

長野市が設置している灰皿は長野駅の善光寺口と東口の2箇所です。重点地区を決める場合には、喫煙可能な場所を設置することも必要になると思います。その点を詰めないと、重点区域の指定はできないと思っております。

全市で歩行喫煙等を禁止するのは、歩行中あるいは自転車やバイクに乗りながらの喫煙行為はやけどや火災に繋がる危険性があるため、携帯灰皿を持っている場合や灰皿が設置してある場所での喫煙は認めることで、住み分けをしたいと考えております。

(委員)

単に規制をするということではなければ、市の姿勢は評価できると思います。しかし、過料ということで金額が出ると、非常に圧迫感があり、規制されるという意識が出てくると思います。吸う人のモラルの問題であることをきちんと説明し、市民の人に理解してもらう努力が必要で、やはり周知・啓発が大事という感想を持ちました。

(事務局)

5万円が高いと思われる可能性があります、過料を課すことが目的ではなく、罰則規定として過料を明文化する以上、長野市として果たすべき責任と役割が生じるものと思っております。その際、広報が非常に大事だと思います。今後、パブリックコメントを実施し、ご意見をいただいた上で検討を重ねてまいります。

(委員)

第2条の4項に「喫煙等」という言葉が出てきますが、喫煙とは通常たばこを吸うことであり、火のついたたばこと限定せず、一般的にたばこを吸う意味合いが生じますので、「喫煙等」を削除し第4条第4項にただし書きを入れて“ただし、上記(2)及び(3)に対し、第1条の目的に反しない形で、道路等での電気加熱式たばこ及び電子たばこを加えることにより、わかりやすく、すっきりすると思えます。

(事務局)

市の案では、火のついたたばこは、やけどや火災に繋がる可能性を持つものであり、電子式あるいは加熱式のたばこは、火を使わないためやけどや火災には繋がらない。しかし、ポイ捨てに繋がる可能性がありますので、認識を分けて明確に表記することが望ましいと判断しました。

(委員)

第4条の(3)、(4)について、重複があり喫煙の定義で火のついたたばこを対象と表記しているのに、整合性がないと感じました。(3)は、「道路等で喫煙する場合において」と表記がありますが、喫煙の定義の中を理解すればよいと思います。また、(3)、(4)で「歩きながらたばこを吸う」という言葉が表記してありますが、(4)には「歩きながら吸う行為等のマナーに反する行為」と表記されています。火のついたたばこでも火のつく恐れのないたばこでも、歩きながらや吸い殻を捨てる行為はマナーに反することに何ら違いはなく、「歩きながらの喫煙等他の人に迷惑を及ぼす行為をしない」とすれば、わかりやすくなると思います。

(事務局)

再度、検討いたします。

(委員)

喫煙の中に「電気加熱式たばこを含む」とすれば良いのではないですか。

(事務局)

禁止するのは、火のついたたばこであり、電気加熱式たばこについてはモラルの関係から努力規定とし、あえて切り分けをしています。

(委員)

技術は日進月歩ですから、電子たばこや加熱式たばこなど特に規格はないので、あまり細かくせず含みを持たせた表記がよいと思います。

(委員)

定義を火のついたたばこことすると、普通のたばこをイメージします。火が消えた本人が認識していれば、マナー違反に相当するが、過料には当たらないと思われる気がします。

(事務局)

吸殻を携帯灰皿に収めない、あるいは吸殻入れに入れずにポイ捨てをした瞬間にポイ捨ての禁止行為の範疇になります。

(委員)

電子式たばこでも同じですか。

(事務局)

同じです。たばこだけでなく、空き缶やチューインガムも全て過料となります。

(委員)

普通のたばこと電子たばこを分ける必要はないのではないのでしょうか。

(事務局)

やけどや火災等の危険性がある歩きたばこを禁止したいということです。

(委員)

第4条は細則の位置付けですか。

(事務局)

資料に追加内容として第4条の市民等の責務を載せてありますが、資料1-2の方での新旧対照表を見ていただきますと第3条に市の責務がございますし、第5条に事業者の責務がある中で、具体的な内容を示してございます。

喫煙等の定義を明確にし、努力規定であったものを今回禁止行為として規定したのが第8条にな

ります。

本日の審議会の後に皆様から頂きましたご意見を参考にさせていただきながら、市の条例の総括をしております庶務課法規担当と条文の言葉やまとめ方などを詰めて、次回に皆様にお示ししたいと思っております。

(委員)

第11条の重点地区の考え方ですが、条文にモデル地区的な意味合いの追加がほしいと思いました。現状で喫煙箇所がないのに禁止と言われても、喫煙者であればたまらないという考え方や喫煙する者の立場も尊重しなければならないことから、喫煙所を整備し、喫煙者がポイ捨てをしない環境を整えたいという考えとしてモデル地区を追加した方がよいという提案でございます。

(事務局)

良い提案をいただいたと思います。灰皿等の指定場所の設置がされているのか検証する必要があると思いますが、条文の中にモデル地区といった名称を入れるのではなく、モデル地区として運用してみて検証を行った後に、重点地区を指定することが可能であると思います。ありがとうございました。

(委員)

たばこに関しては、依存症という要素もありますし高齢者に対して必要以上に厳しくしたくない思いと、未成年者に対しては、現行よりも厳しくしても良いのではないかと思います。

過去のたばこ文化の歴史と現在の社会的な流れで世界基準に合わせていかなくてはならないと理解した上で条例改正ということを認識し、検討してほしいと考えております。

(委員)

過料の対象となる禁止行為とは、携帯の灰皿を持っていても重点地区内において正当な権原に基づく吸い殻入れが設置されている場所を除いては、過料の対象になるということで、第8条の禁止行為と第12条の禁止行為は、違うという理解で正しいですか。

その場合、「正当な権原に基づく吸い殻入れが設置されている場合を除き、」について、場所ではなく場合とは、意味がありますか。設置されている場合というと、公共の喫煙スペースの様な、一定の場所が明確に示されたところが重点地区内にはあるという前提があり、そこでだけ吸ってくださいますと、そこ以外は過料の対象になるというイメージの規定の理解で正しいですか。

(事務局)

おっしゃるとおりですが、条文の細かい部分について法規担当と詰めさせていただきます。

(委員)

第14条の過料は、第7条がポイ捨てについて、第12条が道路等で喫煙を吸いながら入れがない場所での喫煙等について、第7条と第12条の規定に違反した場合に過料が発生するという点で良いですか。

第13条は、第7条、第8条、第9条が廃棄物の投棄について、第10条が犬のふんの処理について、第13条の中で違反した場合に過料に該当するのが第7条と第12条で良いですか。

今回の条例改正の第1条の目的は、市民等の身体及び財産の安全を確保し、かつ、ごみのないきれいなまちづくりの実現することであるから、第13条と第14条を目的に照らしてみると、公平性を考えれば、第10条の犬のふんをそのまま放置するという事は、放置されたふんが重点区域内

であろうがなかろうが、犬のふんが不当に処理されない場合、知らずにふんを踏んでしまい、自分の財産である靴が汚れたり、犬のふんの上を踏んで転倒することもあると思うので、第1条の目的を考えると、第10条が過料の対象にならないのは不公平に思いますが、その認識でよろしいですか。

(事務局)

県の動物愛護及び管理に関する条例の中で、動物のふん、尿について適正に処理されることが条文の中に求められており、違反した場合には飼い主に対して期限を定めて改善等を求める、命ずることができるとし、それでも違反した場合には30万円以下の罰金に処する内容で盛り込まれております。

(委員)

今回の市の条例については、犬のふんの処理については、どうなりますか。

(事務局)

事務局としては、重点地区でのポイ捨てと歩行喫煙を過料の対象にしたいと考えます。

(委員)

公平性、一般性が保たれるのであれば、何もありませんが、個人的にはどうかと思います。

(事務局)

犬のふんが、不法投棄にあたるかどうか調べてみます。

(委員)

人にはそれぞれ生活習慣があり一般的な社会的ルールによって、マナーを守る方向に持っていくということも重要なことであると思います。しかし、様々な生活習慣によって発生するマナーに関して、たばこだけについてマナーを厳重に取り締り、犬のふんの処理については過料の対象としないことになると違和感を覚えます。たばこだけが矢面に立たされている感じがします。

(事務局)

歩行喫煙は非常に危険だということを盛り込んでいきたいということ、ご理解いただきたいと思っております。たばこを吸うことを否定している訳では決してありません。

(委員)

今回の条例改正について、広報して本来の主旨を理解してもらうことが大事だと思いますが、どのような形で展開していくかお聞きしたいと思います。

(事務局)

今までも、啓発活動はしていましたが、条例を定めて歩行喫煙を禁止するのであれば、条例の施行時から市に責任が生じてきますので、啓発活動に相当力を入れなくてはならないと思っております。

(委員)

大変すばらしい条例の改正と思われませんが、重点地区として具体的にどのようなことを想定されていますか。また、受動喫煙についても検討していただきたいと思っております。

(事務局)

重点地区を具体的に決めている訳ではございません。今後、皆様にご意見をお聞きしながら決定することになります。歩行喫煙の危険性を考えるならば、人が集まる場所は当然出てくると思われます。指定をすると規制が生じますので、お住いの方や事業を営まれている方も含めて、合意を得た

上でなければ指定はできないと考えております。

また、環境部の条例では、ポイ捨てとたばこの危険性という条例ですので、受動喫煙という言葉は表記してないにご理解いただければと思います。

(委員)

今出ました意見を事務局で集約してしていただき、パブリックコメントに向けていただきたいと思えます。

(2) パブリックコメント及び今後の予定について
について説明 (事務局)

【資料 2】

4 報告事項

(1) 平成 28 年度 環境施策について
について説明 (事務局)

【資料 3】

(委員)

最後の長野市地球温暖化対策地域推進計画の中で、下段に長野市役所温暖化防止実行計画、平成 29 年から 33 年とありますが、本体の長野市地球温暖化対策地域推進計画はかなり長期に亘るため途中で改正する必要があるのではないのでしょうか。

(事務局)

上段の記載が、長野市地球温暖化対策地域推進計画で、市域全体の計画になります。非常に長期にわたる計画ですが、当面 5 カ年での細かい事務事業の目標としておりまして、その運用の中で、必要に応じて見直しを図っていくものでございます。

5 その他

(委員)

特になし

(事務局)

事務局からの連絡事項として次回の長野市環境審議会は、平成 29 年 10 月 13 日に予定している。

6 閉会